様式第１号

地区計画の区域内における行為の届出書

令和　　　年　　　月　　　日

(20　　年)

伊　　丹　　市　　長　　様

届出者 住　所

氏　名

　 電　話

都市計画法第５８条の２第１項の規定に基づき、

　土地の区画形質の変更

　建築物の建築又は工作物の建設

　建築物等の用途の変更　　　　　　について、下記により届け出ます。

　建築物等の形態又は意匠の変更

　木竹の伐採

記

１　行為の場所　　　　　伊丹市

２　行為の着手予定日　　　　　令和　　　年　　　月　　　日

３　行為の完了予定日　　　　　令和　　　年　　　月　　　日

４　設計又は施行方法

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| (１) 土地の区画形質の変更 | | | 区域の面積　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ㎡ | | | | |
| (２)  建築物の建築又は工作物の建設 | (ｲ) 行　為　の　種　別　（建築物の建築・工作物の建設）（新築・改築・増築・移転） | | | | | | |
| (ﾛ)  設計の概要 |  | 届出部分 | | 届出以外の部分 | | 合計 |
| (ⅰ) |  | |  | | ㎡ |
| (ⅱ) 建築又は建設面積 | ㎡ | | ㎡ | | ㎡ |
| (ⅲ) | ㎡ | | ㎡ | | ㎡ |
| (ⅳ) 高　 さ  地盤面から　　　ｍ | (ⅵ) 用 途 | | | | |
| (ⅴ) 緑化施設の面積  ㎡ | (ⅶ) 垣又はさくの構造 | | | | |
| (３) 建築物等の用途の変更 | | (ｲ) 変更部分の延べ面積 | | (ﾛ) | | (ﾊ) | |
| ㎡ | |  | |  | |
| (４) 建築物等の形態又は意匠の変更 | | | 変更の内容 | | | | |
| (５) | | | 伐採面積　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㎡ | | | | |

|  |
| --- |
| 受付印 |
|  |

備　考

1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。

3 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。

4 都市計画法第12 条の9 に規定する内容を定めた地区整備計画の区域内における建築物の建築又は用途の変更については、次によること。

(1) 当該建築物の建築については、(２)(ロ)(ⅲ)延べ面積欄の（ ）の中に当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。用途の変更があわせて行われるときは、用途変更後の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。

(2) 当該建築物の用途の変更については、(２)(ロ)(ⅰ)敷地面積の合計欄及び(２)(ロ)(ⅲ)延べ面積の合計欄（同欄中の（ ）は用途変更後の当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積の合計欄）についても記載すること。

5 同一の土地の区域について二以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。

6 緑化施設の面積は、都市緑地法施行規則第9 条に定める方法により算定すること。

届出書を提出する場合の添付図書について

届出を行うときは、次の図書を１部添付して下さい。

１　必須の図書

位置図・敷地の求積図・求積表

２－１　**土地の区画形質の変更**にあっては、次に掲げる図面

　　①当該行為を行う土地の区域 並びに 当該区域内及び当該区域の周辺 の公共施設を表示する図面で縮尺1／1,000以上のもの

　　②設計図で縮尺1／100以上のもの

２－２　**建築物の建築、工作物の建設**又は**建築物若しくは工作物の用途の変更**にあっては、次に掲げる図面

　　①敷地内における建築物又は工作物\*の位置を表示する図面で縮尺1／100以上のもの

　　②２面以上の建築物又は工作物の立面図及び各階平面図（建築物である場合のみ）で縮尺1／50以上のもの

（\*工作物＝建築物以外の工作物をいう）

２－３　**建築物又は工作物の形態又は意匠の変更**にあっては、次に掲げる図面

①敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺1／100以上のもの

②２面以上の建築物又は工作物の立面図で縮尺1／50以上のもの

２－４　**木竹の伐採**にあっては、次に掲げる図面

　　①当該行為を行う土地の区域を表示する図面で縮尺1／1,000以上のもの

　　②当該行為の施行方法を明らかにする図面で縮尺1／100以上のもの

３　その他参考となるべき事項を記載した図書

**建築物（工作物）の敷地面積の最低限度を満たさない場合**：土地の登記簿謄本、公図

（区画整理前よりの敷地割りの場合など）

**植栽規定の定められた地区の場合**（荒牧地区A地区倉庫、瑞ヶ丘沿道地区など）：植栽配置図

４　代理人が届け出する場合は、委任状